

市では現在、第4次城陽市総合計画の策定を進めています。 計画素案の概要を紹介しますので、みなさんのご意見をお寄せください。

※意見の送付方法は、4頁の「パブリックコメントのご案内」をご覧ください。

本市では、平成19年度に策定した第3次城陽市総合計画の見直しを進めており、この度、第4次城陽市総合計画の素案をとりまとめました。

近年、我が国では、人口減少・少子高齢化のさらなる進行、東日本大震災や熊本地震の発生に伴う危機・防災意識の高まり、スマートフォンやSNSに代表される情報技術の発達、グローバル化の進展に伴う訪日外国人の増加、地方創生の推進に向けた取り組みの開始など、社会情勢や国民意識は大きく変化しています。

一方、本市では、新名神高速道路の平成35年度全線供用開始という大きな好機を生かし、新たな市街地の整備、東部丘陵地の土地利用、JR奈良線の複線化など、新たなまちづくりに向けて大きな転換期を迎えるとともに、まちの魅力発信やひとを呼び込むまちづくりの推進が重要となっています。



このような状況の中、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、第4次城陽市総合計画を策定することとしています。

今回とりまとめました第4次城陽市総合計画の素案について広く市民のみなさんにお知らせし、ご意見を聴かせていただくため、素案の概要を掲載いたします。この素案は、今後、みなさんから寄せられたご意見を含め、城陽市都市計画審議会で審議いただき、最終的には市議会に提案し、議決を経て正式に確定してまいります。



総合計画とは

総合計画とは、本市が将来どのような「まち」となりたいか、そのために「だれが」「どんなこと」を行うのかを、総合的・体系的にまとめた計画であり、福祉や都市計画、環境といった全ての計画の基本となるものです。

計画の構成は、市の将来像を示す「基本構想」、将来像を達成するための具体的な施策を体系別にまとめた「基本計画」で構成しています。

また、計画の期間は、基本構想は10年間(平成29年度～平成38年度)、基本計画は前期・後期それぞれ5年間(前期基本計画:平成29年度～平成33年度、後期基本計画:平成34年度～平成38年度)としています。

城陽市の課題

(1) 基幹交通網整備のインパクトを生かしたまちづくり

①新名神高速道路の開通を契機とした新たなまちづくりの推進

- 高速道路の利用者が単なる通過交通に終わることのないよう、地域資源の掘り起しなどにより、市域への還流、さらには地域や市内住民との交流に繋がる仕組みづくりが必要。
- 輸送性の向上や移動時間の短縮により、自治体間や企業間の広域連携を推進し、経営資源の過不足や長所・短所を相互に補完する関係を構築することが必要。

②東部丘陵地の整備による京都府南部地域の活性化

- 先行整備により昼間人口の増加が期待できることから、既成市街地とのヒト・モノの交流により、市域全体を活性化させることが必要。



③JR奈良線の複線化による公共交通の利便性の向上

- 都市の拠点施設である駅を中心としたまちづくりを推進し、居住性の向上や周辺地域のにぎわいづくりが必要。



④新たな市街地の整備による企業立地の推進

- 企業の安定的操業に向けた環境整備を行うとともに、既存の事業者との連携による新たな産業の創出や雇用と人材のマッチング、定住化に向けた取り組みなどが必要。



(2) 安心・安全な社会の実現

- 自然災害などに対し、防災施設・設備を整備するとともに、災害発生時に日ごろの備えを有効に機能させることが必要。
- 社会保障制度の適正な利用とともに、地域での支え合いを推進する仕組みづくりが必要。



(3) 多様なニーズに配慮した教育の推進

- 学校・家庭・地域の連携が必要不可欠であり、各主体が一体となった取り組みが必要。
- 史跡などの保存を進めるとともに、優れた地域資源として活用することが必要。



(4) 快適で暮らしやすい住空間の創造

- 用途地域や高さ制限の見直しなどにより居住地の確保及び居住性の向上を図るとともに、増加する空き家の有効活用を図ることが必要。



(5) 市民と行政の協働によるまちづくり

- 市民が多様な市民活動やボランティア活動に取り組めるよう、市民活動団体の育成などに取り組むことが必要。
- 女性の活躍を推進するため、男女共同参画社会の実現やワークライフバランスの向上を図ることが必要。
- 人を呼び込み市の活性化につなげるため、各種メディアを活用して情報発信力を強化することが必要。

(6) 行政資源を効果的に活用した行政運営

- 企業立地の促進などによる税収の確保や、国・京都府の補助金などの特定財源の有効活用を図るとともに、行政サービスの提供に必要な行政資源が有限であることを認識し、最小限のコストで最大限の成果を得よう業務の効率化を図ることが必要。

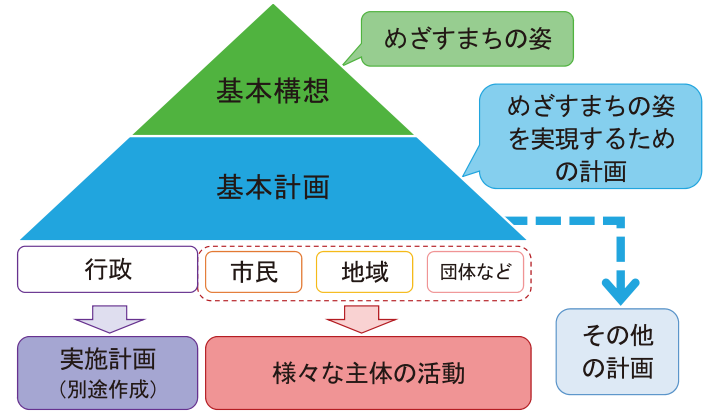
計画の構成

(1) 基本構想【平成29年度～38年度、10年間】

本市がめざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの目標及び基本姿勢を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民と行政が協働して実行することで達成されます。

(2) 基本計画【前期：平成29年度～33年度、後期：平成34年度～38年度】

基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、具体的な施策の方針を示します。



<図1> 計画の構成イメージ

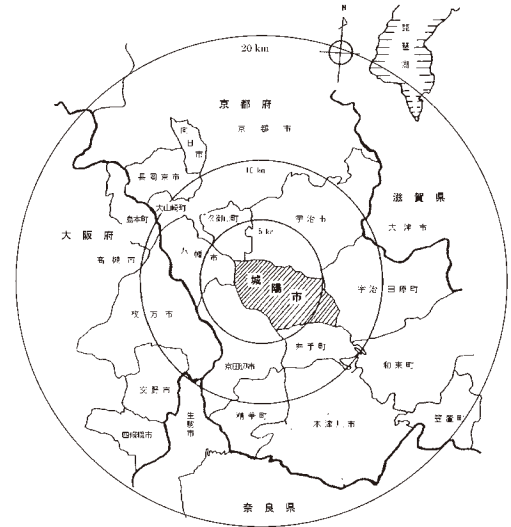
城陽市の将来像

本市は、奈良と京都の2つの古都の間に位置する“五里五里のさと”として、多くの古人(いにしえびと)が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきたという歴史を有しています。

一方で、新名神高速道路の全線開通に伴い、京阪神と中京圏の2大経済圏を結ぶ国土軸の一翼を担うこととなり、ヒト・モノの流れにおいて、かつてない大きな変化が起ころうとしています。

歴史性に富んだ“五里五里のさと”と未来に繋がる“国土軸の都市”が交わる特性を生かすことで、近畿地方の拠点地域として新たな交流を生み出すことが可能となります。

市内だけでなく市外からも多くの人々が訪れ、にぎわいと活力を生み出すとともに、市民が生き生きと輝きながら暮らし、人の和の中で子どもたちが心豊かに育ち、つながることで、新たな活力を生み出し、「希望あふれる城陽」「誰もが輝いている城陽」の実現をめざす将来像を設定します。



<図2> 城陽市位置図

まちづくりの目標と基本姿勢

◆まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、次の4つのまちづくりの目標を設定します。

“未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち

〔産業、観光、交流〕

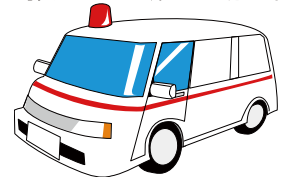
新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化など、基幹交通網の整備を好機とし、東部丘陵地をはじめとする新たな産業集積に積極的に取り組むとともに、青谷梅林や史跡などの地域資源を活用した観光を推進し、地域ににぎわいがあふれ、新たな交流が生まれるまちをめざします。



いのち “生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち

〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕

少子高齢化社会の進行や自然災害の増加に対応するため、社会保障制度の円滑な運用や緊急時の広域連携の推進、地域での助け合い、多世代交流などによる世代間の連携など、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活でき、お互いに助け合い、ふれあいの感じられるまちをめざします。



“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち

〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

本市で育つ子どもたちに、大人になってからも、新たな暮らしの場や子育ての場として住み続けてもらえるよう、歴史や文化を学び、生まれ育った大切なふるさととして地域の魅力に気づき、城陽市へ愛着を持ち、未来の担い手となるための創造力を育むまちをめざします。



くらし “生活輝く”自然と調和した快適なまち

〔都市基盤、環境〕

大都市近郊で利便性の高い暮らしが実現できることに加え、身近な暮らしのなかで緑や自然にふれあえる、安らぎある住環境が整っていることが本市の最大の魅力であることから、この魅力ある住環境を守り、その質を一層高めることで、ゆとりと身近な自然が感じられるまちをめざします。



◆まちづくりに向けた基本姿勢

まちづくりの目標を推進するための基本姿勢として次の2つを位置づけます。

まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち

〔広報・市民活動〕

市民ニーズが多様化する中で、地域の課題は地域のなかで解決していくことの重要性が高まっていることから、市民が主体的に地域活動やまちづくりに参加する“城陽力”の発揮を後押しし、市民が主役となるまちをめざすとともに、性別や価値観に関係なく、誰もが輝き、活躍できるまちをめざします。



健全経営で市民から信頼されるまち

〔行政経営〕

少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源(人的資源、物的資源、財源など)を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組むとともに、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。



計画の体系

総合計画の体系は、以下に示すとおりです。

第1章“未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち〔産業、観光、交流〕

政策（節）

- ①新名神高速道路の整備を促進する
- ②東部丘陵地の土地利用を促進する
- ③駅を中心としたまちづくりを推進する
- ④交通ネットワークの充実を推進する
- ⑤新たな雇用の創出を推進する
- ⑥商工業の育成を促進する
- ⑦農業の生産振興・基盤強化を推進する
- ⑧観光の多様化・広域化を推進する



施策例

- 新名神高速道路の整備促進
- 東部丘陵地整備計画に基づく段階的整備の推進
- 東部丘陵地における計画的なまちづくりの推進
- 駅周辺整備の実施
- 鉄道利用者の利便性の向上
- 立地企業への雇用促進支援
- 企業とひとのマッチング支援
- 中小企業振興
- 特産品開発及び販路開拓支援
- 農業振興
- 地産地消の促進
- 観光資源の整備及び観光振興

第2章“^{いのち}生命輝く”安心とふれあいがひろがるまち〔福祉、健康、医療、消防、防災・防犯〕

政策（節）

- ①消防・救急体制の充実したまちをつくる
- ②災害や犯罪を防ぎ、安心して過ごせるまちをつくる
- ③地域の福祉を推進し、市民の自立を支援する
- ④障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる
- ⑤子育てしやすい環境づくりを推進する
- ⑥高齢者福祉を充実する
- ⑦市民の健康を守る



施策例

- 消防力の強化
- 救急体制の強化
- 防災体制の充実
- 被災者支援の充実、拡充
- 防犯対策の推進
- 地域で支えあう体制づくり
- 障がい福祉サービスなどの充実
- 手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づく施策の推進
- きめ細やかな子育て支援
- 子育てしやすい環境の整備
- 高齢者が安心できる福祉サービスの提供
- 高齢者の生きがい活動の支援
- 健（検）診、保健指導を受診しやすい体制の強化
- 総合的な医療支援の充実

第3章“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

政策（節）

- ①学校教育を充実する
- ②教育環境を充実し、健全な青少年を育成する
- ③生涯学習・社会教育を充実する
- ④文化芸術を振興する
- ⑤スポーツ・レクリエーションを振興する



施策例

- 学力向上事業の充実
- 城陽子ども文化・科学賞の設置
- 校舎大規模改修の実施
- 青少年健全育成体制の充実
- 学習機会の充実と学習支援
- 豊富な史跡・文化財の保護と活用
- エコミュージアムの推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進と健康長寿社会の実現

第4章“^{くらし}生活輝く”自然調和した快適なまち〔都市基盤、環境〕

政策（節）

- ①魅力的な住環境をつくる
- ②みどり豊かなまちを実現する
- ③上下水道の適切な管理運営を図る
- ④安全で快適な道づくりを推進する
- ⑤交通安全対策を推進する
- ⑥浸水被害の軽減を図る
- ⑦環境を守り育てる
- ⑧ごみの減量と資源のリサイクルを推進する



施策例

- 適切な建築指導の実施
- 密集市街地の改善と良質な民間開発の誘導
- 多様な世代が住まう住宅地の形成
- 緑化の推進
- 公園・緑地の整備及び維持管理
- 水道施設・下水道施設の計画的な更新
- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 道路の適切な維持管理
- 交通安全施設の整備及び啓発
- 地球環境の保全
- 生活環境の保全
- ごみの適正処理
- ごみの減量・資源化の推進

第5章まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち〔広報・市民活動〕

政策（節）

- ①市民参加と協働を推進する
- ②まちの魅力発信を推進する
- ③人権の尊重・女性の活躍を推進する
- ④都市間交流を推進する



施策例

- NPO・ボランティアによる市民活動の推進
- コミュニティ事業の推進
- 市政への市民参画の仕組みづくり
- 情報発信・魅力PRの強化
- 人権尊重
- 男女共同参画社会の環境整備
- 都市間交流の推進

第6章健全経営で市民から信頼されるまち〔行政経営〕

政策（節）

- ①適正で効率的・効果的な行政運営を推進する
- ②持続可能な財政運営を実現する
- ③戦略的に行政経営を推進する



施策例

- 人材の育成
- 公有財産の適正な管理
- 財政基盤の確立
- 公平・公正な課税と収納
- 地方創生の推進
- 広域行政の推進

将来人口

本市の人口は昭和40年代から50年代にかけて京都や大阪のベッドタウンとして急激に増加しましたが、その後は平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査結果(速報値)では76,884人となるなど、近年は減少傾向が続いています。

日本全体において東京一極集中の是正及び人口減少の克服を図るべく、地方創生の取り組みがすすめられており、本市においても平成27年12月に策定した城陽市総合戦略(山背五里五里のまち 創生総合戦略)に基づき、雇用の創出、まちのにぎわいづくり、地域経済の活性化、子育てしやすい環境の整備などにより定住人口の増加をめざしています。

地方創生の取り組みにより人口減少に歯止めをかけるとともに、本市が大都市の通勤・通学圏に位置する立地要件や、緑豊かな生活環境、強固なコミュニティなどの地域資源を生かすことにより、次代の発展を担う礎を築くこととして、この計画の目標人口を75,000人と設定します。

土地利用構想

本市は、京都・奈良の中間に位置し、JR、近鉄の鉄道網、京奈和自動車道、国道24号などの道路網により、広域的な交通条件に恵まれた地域となっています。また、新名神高速道路の整備が進められており、インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備に合わせて、商業・工業・流通機能をはじめとする多様な都市機能を集積させることで、土地を有効に活用することが求められています。

また、本市には木津川や東部の丘陵地、田園などの豊富な自然環境や、古墳、遺跡など豊かな歴史的文化的遺産が数多く存在しており、これらの自然環境や歴史資源の保全を基本としつつ、本市の地域特性を生かした土地利用をめざします。

(1) 市街地エリア

①市街地ゾーン

豊かな自然環境や田園環境と調和した土地利用を推進することを基本とし、本市の住宅都市としての魅力をより一層高めるための良好な住環境を形成するとともに、利便性向上や活気にあふれた賑わいのある暮らしにつながる多様な都市機能の充実をめざします。

②商業・業務ゾーン

市内の6つの駅周辺においては、地域の拠点として日常生活に必要な都市機能の誘導を図ることとし、寺田駅周辺については、周辺土地の高度利用や道路整備を図り、商業、業務機能などの土地利用をめざします。

③産業ゾーン

既存の工業集積地や市南部の工業団地については、交通の利便性を生かすとともに、雇用機会の創出に向けて、周辺環境に配慮した産業の集積をめざします。

また、新名神高速道路(仮称)城陽ジャンクション・インターチェンジ周辺においては、広域幹線道路の整備に伴い、国土軸が交差する交通の要衝となるため、その優れた立地条件を生かした工業・流通業務地の形成をめざします。

(2) 東部丘陵地エリア

東部丘陵地のまちづくりのテーマとして「新名神高速道路を生かした新たな魅力ある広域交流を目指すまち」、「活気あふれる環境共生のまち」を掲げています。新名神高速道路のインターチェンジやスマートインターチェンジの設置をはじめ、周辺府道や国道307号の拡幅、宇治木津線、東部丘陵線などの東部丘陵地周辺を取り巻く道路ネットワークの整備が進むことにより、今後、東部丘陵地の土地利用の需要が高まっていくと期待されています。本市の立地条件を最大限に生かし、本市のみならず京都府南部地域の活性化へとつながるような、新たな産業の創出・集積に向けたまちづくりをめざします。

(3) 農地・緑地エリア

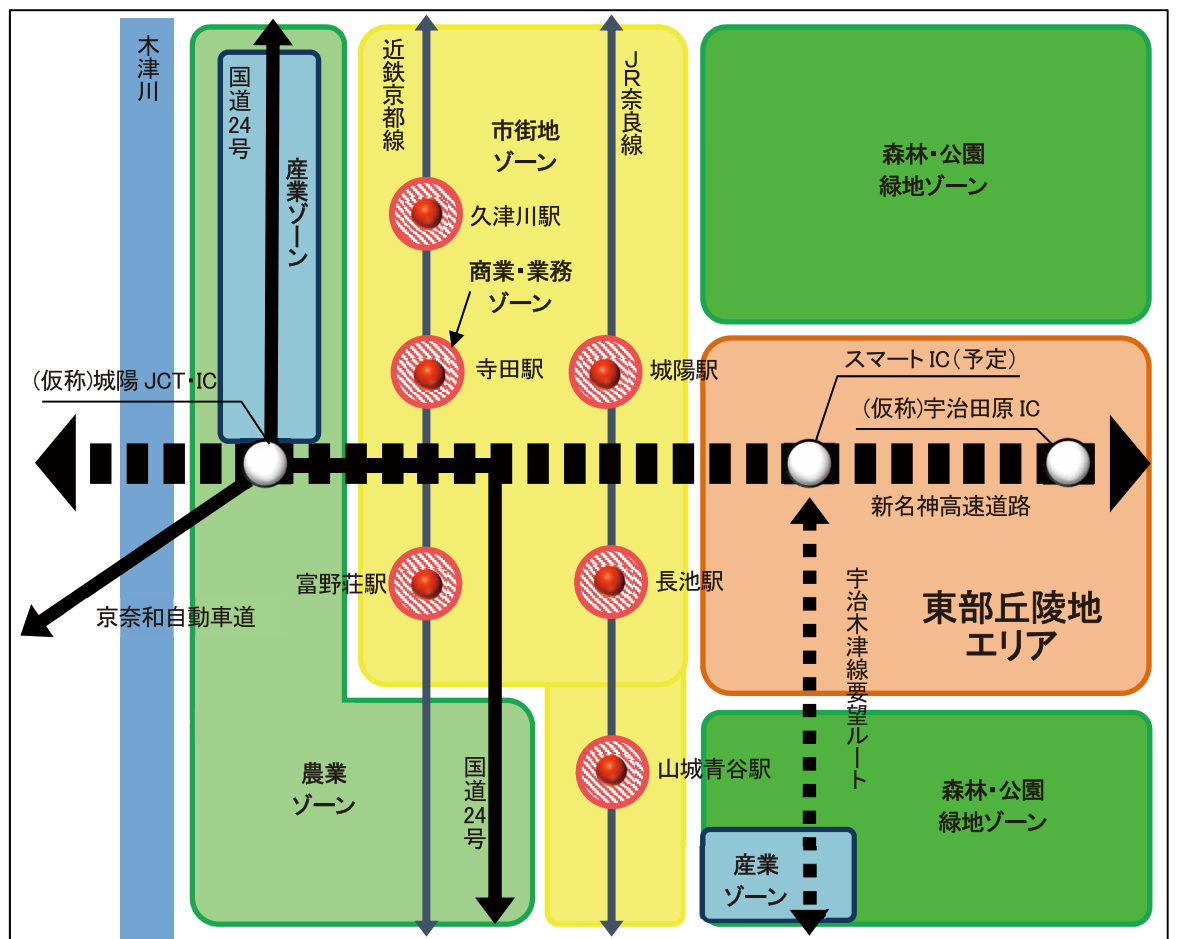
①農業ゾーン

大都市近郊という立地条件を生かし、優良農地などを保全・整備するとともに、集落環境の向上をめざします。

②森林・公園緑地ゾーン

自然保護、水源かん養、地球温暖化対策、防災などの観点から、森林の保全を基本とし、ゆとりある緑地環境の形成をめざします。

また、鴻ノ巣山や鴻ノ巣山運動公園(総合運動公園)、城陽五里五里の丘(木津川運動公園)、サンガタウン城陽、ゴルフ場などが所在していることから、緑に囲まれたスポーツ・レクリエーションの拠点地域の形成をめざします。



<図3> 土地利用ゾーニング

パブリックコメントのご案内

本計画素案に関して、みなさんのご意見をお聞かせください。ご意見は、郵送・FAX・Eメール・持参のいずれかの方法で下記までお寄せください。なお、計画素案の全文は市ホームページ及び行政情報資料コーナーに掲載しておりますのでご覧ください。

<送付・お問い合わせ> 11月21日(月)まで

〒610-0195 城陽市役所 企画管理部 企画調整課

TEL: 0774-56-4041 FAX: 0774-56-3999 Eメールアドレス: kikaku@city.joyo.lg.jp

